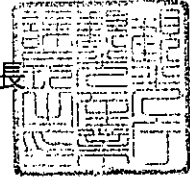




観 観 産 第 2 5 号
平成23年4月13日

社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊博 様

観光庁観光産業課長



外務省渡航情報中の危険情報発出地域への
旅行の安全対策の一層の徹底について

一部の旅行業者が退避勧告等危険情報発出地域を目的地に含む旅行を実施していることが確認されたことから、「外務省海外危険情報の見直しに係る取扱いについて」(平成14年4月23日づけ国総観旅第96号)に基づき、危険情報の内容等を十分踏まえた上で、企画旅行の実施の可否等を決定することを各営業所の窓口まで徹底するよう貴協会傘下会員に対し改めて周知徹底を図られたい。